



外国人労働者も年金が貰える？「脱退一時金」って何？

■技能実習生もいずれかの年金制度に必ず加入しなければなりません！

会社に雇われる技能実習生は厚生年金に加入することになります。従業員が常時5人以上いる個人事業主（農林漁業およびサービス業を除く）に雇われる技能実習生についても同様です。それ以外の個人事業主に雇われる技能実習生は国民年金に加入することになります。

■年金の全体像

現行の日本の年金制度は、一般的に1階が国民年金（基礎年金）、2階が厚生年金と言われています。1階が土台ですので、1階がなければ当然に2階はありません。即ち、1階の国民年金が貰えなければ2階の厚生年金も貰えない建付けになっています。

それでは、1階の国民年金を貰うには、どれだけの期間加入すればよいのでしょうか？答えは、10年です。平成29年改正により、従来25年以上加入しなければ貰えなかったものが10年以上加入すれば貰えるようになりました。1階の国民年金が貰えると、2階の厚生年金の加入期間がわずか1ヶ月でも老齢厚生年金を貰えるようになります。

■国民年金と厚生年金との関係

国民年金は、**日本国内に住む、20歳以上60歳未満の人が、国籍にかかわらず**、必ず加入しなければならない「強制加入」の制度です。一方、厚生年金は、すべての法人および従業員が常時5人以上いる個人事業主（農林漁業およびサービス業を除く）に雇われる者は強制加入とご理解ください。

国民年金の被保険者は、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者に分かれています。1号は自営業者、2号は会社員、3号は会社員の配偶者で専業主婦（もしくは専業主夫）の方と覚えて下さい。

平たくいうと、厚生年金に加入している会社に勤めている会社員は、厚生年金に加入していると同時に国民年金の第2号被保険者となる訳です。そして、10年間務めると、1階の国民年金と2階の厚生年金が65歳から貰えるようになる訳です。即ち、**外国人労働者も日本の年金制度に10年間加入すれば年金が貰えるようになったのです！！**

■脱退一時金制度の見直しについて

前述の通り、老齢年金の受給資格期間が10年間に短縮されたものの、外国人にとっては、その10年を満たさないまま帰国する場合、既に払い込んでいた保険料はどうなるのでしょうか、実は、それに対応するため、1994年から「脱退一時金制度」（俗に「手切れ金制度」）で一部返金されるようになっていました。ところが、この現行制度では、被保険者であった期間に応じて一時金が支給されるものの、加入歴が3年以上になるとどんなに長期間保険料を納めても一時金の金額が変わらないという問題がありました。そこで、今年の5月に年金法が改正され、2021年4月から「脱退一時金」の支給上限年数が、現行の3年から5年に引き上げられることになったのです。この背景には、技能実習生は1号⇒2号⇒3号へ移行することにより日本で5年間、また、特定技能1号でも日本で5年間働けるようになったにも拘らず、前述の「脱退一時金」の上限が3年のままというのは不合理です。そこで、令和2年5月に年金法が改正されて、令和3年4月1日の法施行日より、**「脱退一時金」の上限が5年に拡大**されることになった次第です。

現行の脱退一時金は下記の通りです。**改正後の脱退一時金については、これから政令によって定められます。**

保険料納付期間	支給金額（国民年金）	支給月数（厚生年金）※
6ヶ月以上 12ヶ月未満	49,620円	6
12ヶ月以上 18ヶ月未満	99,240円	12
18ヶ月以上 24ヶ月未満	148,860円	18
24ヶ月以上 30ヶ月未満	198,480円	24
30ヶ月以上 36ヶ月未満	248,100円	30
36ヶ月以上	297,720円	36

※厚生年金の脱退一時金 = 平均標準報酬月額 × 前年10月の保険料率 × 1/2 × 支給月数

■技能実習生が帰国する際には必ず「脱退一時金制度」のことを教えてあげましょう！

皆さんは、日本と諸外国との間に社会保障協定が結ばれていることをご存知でしょうか？日本人で日本の会社に勤めていれば日本の厚生年金に加入しています。この人が、会社の命令で外国の関連会社に転勤を命じられて海外駐在しているとします。多くの先進国では、日本と同様に、それぞれの国の年金や医療保険の制度に加入しなければなりません。赴任地の年金や医療制度に加入すると、日本側と海外駐在国の制度に二重加入しなければならないという事態が発生します。そこで、二重加入による保険料の負担等を軽減するために創設されたのが、二国間の社会保障協定です。現在、発効済 20 개국（中国、韓国、インド、フィリピンを含む）、署名済 3 개국となっています。

脱退一時金は、この二国間の社会保障協定が締結・発効されていない、ベトナム、ミャンマー、インドネシアなどの外国人労働者のために、社会保障協定が締結されるまでに利用できる制度と言えますので、技能実習生が帰国することが決まった場合には、忘れずに、「脱退一時金制度」のことを教えてあげてください。特に、出国してから 2 年以内に請求を行う必要がある点や、二国間の社会保障協定の締結国の場合は相手国の年金加入期間を通算して、日本及び相手国の年金を受け取ることができる場合があるため、所轄の年金事務所に必ず相談して、帰国前に十分な余裕をもってご準備ください。（特定社会保険労務士・野瀬一司）

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい首都圏に在住する行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。外国語にも対応できます。地方担当の行政書士もあり、入管地方事務所への申請取次がスムーズにできますので大変便利です。

弊センターでは監理団体様及び実習実施者様にさまざまなサービスを提供しております。お気軽に弊センターにご用命いただけますようご案内申し上げます。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代理申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談）

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>